

令和8年度 人材循環で拓く持続可能な地域創造事業 業務仕様書

1. 業務名

令和8年度 人材循環で拓く持続可能な地域創造事業

2. 目的

人口減少社会において、魅力ある地域づくりは住民のみならず、外部人材等がかかわり、地域の資源（モノ・ヒト・コト）を最大限活用できる方策や、それを実行する担い手を確保することが重要である。

このことから、本事業では地域のステークホルダーや地域に関わりたい外部人材の接点を創出し、多様な主体が地域に関わることができる環境づくりを促進すること、また、外部人材等が地域に関わるうえで地域とのつなぎ役や外部人材の相談・伴走役となるコーディネーターを養成することを通し、人口減少等などの環境変化を前提とした、地域の魅力を生かした持続的な地域創生を促進することを目的とする。

3. 事業概要

県内各地で地域のステークホルダーと外部人材が交流し、地域づくりについてアイデアを出すことができる場を創出するとともに、県域での好事例の共有や仲間づくり等を推進できるよう、県全域を対象とした交流会を実施する。

また、人材循環コーディネーター育成のため、コーディネーター業務に興味があるものを募集し、当該対象者に対し座学、実務研修および伴走支援等を行う。また、コーディネーター講座参加者の講座受講後の継続性を高めるため、参加者同士の交流を促進する仕掛けづくりを行う。

4. 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

5. 業務内容

本事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、以下の業務を行う。

（1）交流会

ア （仮称）地域別交流会の実施

各地域のステークホルダーや外部人材等を交え、地域の課題共有や地域をよりよくしていくアイデアを創出するための交流会を県内各地で実施すること。（対面方式が望ましい）

（仮称）地域別交流会は各回参加者10名程度、年6回以上実施することとし、県内で地域の偏りが生じないように、工夫すること。

また、(仮称)地域別交流会の参加者には、(1)ーイの(仮称)滋賀県循環創造作戦会議への参加を促せるような工夫をすること。

開催手法等については、必ずしも会議体で行う必要はなく、効果的な意見交換・交流の場となるよう工夫すること。

なお、参加者の誘致については、県内市町をはじめ、各関係機関と連携して行うこと。

イ (仮称) 滋賀県循環創造作戦会議の実施

県全域での意見交換や交流の機会を創出するため、(仮称)滋賀県循環創造作戦会議を開催すること。

本会議は、(1)ーアの参加者をはじめ、滋賀県に関わりたいという方が参加しやすいよう、参加手法や広報、仕掛けづくりなどの工夫を行うこと。

単なる交流の場ではなく、各地での交流によって生じたアイデアや事例の共有など、参加者の今後の活動に資する場となるようにするとともに、次年度以降の事業推進の仕掛けとなるよう、工夫すること。

開催については1回程度とし、参加者は30～80名程度を目安とすること。

(2) 人材循環コーディネーター育成

ア 人材循環コーディネーター候補の募集

県内地域にて「人材循環コーディネーター」として、以下のいずれかの業務を実施している者、または以下の業務のいずれかに関心のある者を対象として、養成講座の参加希望者を募集すること。

- ・地域に都市圏の人材をつなぐこと
- ・地域魅力化の取組を進める地域企業の発展を支援すること
- ・地域魅力化や課題解決にコーディネーターとしてかかわること
- ・ソーシャルビジネスの立ち上げや活動を支援すること

募集については県および県内市町、大学等幅広い機関との連携を検討し、候補者の確保について工夫すること。なお、目安としては5名以上とし、希望動機や適性等を踏まえ、必ずしも希望者全員を対象とする必要はない。

イ 人材循環コーディネーター養成講座の実施

(2)ーアで募集した希望者に対し、以下の講座を実施すること。

- ・コーディネーターの役割や地域等が期待すること、基本的な心構え等を会得するための座学講座
- ・コーディネーターとしての経験を得るための実践講座

なお、実践講座については、可能な限り県内の企業の協力を得て、実際に人材(学生等を含む)のコーディネート業務を経験できるよう、工夫す

ること。

ウ コーディネーター間の交流会等の実施

(2) ーイの参加者などを対象として、講座受講後の継続性を高めるための交流を深める仕掛けを実施すること。

(3) その他

- ・(1)(2)を踏まえ、本事業の目的達成に資する次年度以降の施策案について検討し、提案すること。なお、提案時期については、10月までに中間提案を行い、本事業の報告書をもって最終提案とすること。
- ・本県が実施する本事業と連携可能な事業があれば積極的に連携すること。
- ・本事業の進捗等について、定期的に県へ報告すること。なお、報告手法や頻度については県と相談し決定することとする。

6. 業務完了報告

全ての業務を完了した後、遅滞なく次に掲げる事項を含めた業務完了報告書を提出すること。

- (1) 各交流会の概要、参加者がわかるもの
- (2) コーディネーター候補者および志望動機が一元化されたデータ
- (3) 座学講座、実践講座の内容がわかるもの
- (4) 次年度以降の施策提案
- (5) 参加者等の募集に関して広告した内容（広告物データ含む）

7. 特記事項

- (1) 仕様書の内容は、業務の達成のために、実施過程において双方協議・合意のうえ、内容の変更を行う場合があること。
- (2) 本業務における成果物の著作権は、委託料が支払われたときに受託者から滋賀県に譲渡されるものとする。
- (3) 受託者は、本業務に係る作業等により作成された著作物がある場合、著作物に対する著作権者人格権を、滋賀県および滋賀県の指定する者に対して行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じること。
- (5) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、滋賀県が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受託者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に滋賀県の承認を得ること。

- (6) 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。
- (7) 本事業内容に関心のない者に対して金銭等を支給して集客を行うことは一切認めない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、滋賀県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。